

(証券コード 9040)

2022年 5 月 31 日

株 主 各 位

名古屋市中区金山五丁目 3 番 17 号

大宝運輸株式会社

代表取締役社長 小笠原 忍

第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年 6 月 14 日午後 5 時 30 分迄に到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年 6 月 15 日（水曜日）午前 10 時
2. 場 所 名古屋市中区金山一丁目 5 番 1 号
日本特殊陶業市民会館 3 階会議室
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第 71 期（2021 年 3 月 21 日から 2022 年 3 月 20 日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第 1 号議案 剰余金の処分の件
第 2 号議案 定款一部変更の件
第 3 号議案 取締役 5 名選任の件
第 4 号議案 役員賞与支給の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会招集ご通知に記載しております事業報告、計算書類、及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.taiho-gh.com>）に掲載させていただきます。

第 71 期 事 業 報 告

(2021年3月21日から
2022年3月20日まで)

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大影響により、引き続き不透明な状況で推移しております。ワクチン接種の広がり等により、経済活動回復の兆しが見え始めたものの、感染再拡大の懸念もあり、依然として先行きは不透明な状況にあります。

わが国の運輸業界を取り巻く環境は、総じて新型コロナウイルス感染症拡大の影響や燃料費の高騰、慢性的な労働力不足や競争の激化などもあり、依然として厳しい経営環境が続いております。このような経営環境の中、前事業年度と比較して、営業収益は減少し、経常利益は燃料費が高騰したものの、新拠点の業務改善の効果が出始めたこと等により増益となりました。

その結果、営業収益は77億62百万円（前期比3.1%減）、経常利益は2億56百万円（前期比35.7%増）、当期純利益は2億4百万円（前期比74.7%増）となりました。

部門別の営業収益状況は次のとおりであります。

部 門 \ 期 別	第 70 期 (2020年3月21日から 2021年3月20日まで)	第 71 期 (2021年3月21日から 2022年3月20日まで)
貨 物 運 送 事 業	5,634,027 千円	5,593,071 千円
倉 庫 事 業	2,226,971	2,020,129
そ の 他 事 業	148,036	149,045
計	8,009,036	7,762,246

2. 対処すべき課題

当社は中規模の物流会社として、お客様のニーズに応えられるように自社の特徴を生かす市場を開発し、安全で社員が活き活き働ける会社を目指しております。お客様の配送方法、保管方法のニーズは、年々変化しています。2019年の10月10日に東郷町に3温度対応の東郷コールドセンターを竣工しました。新規顧客の開発、当社の取り組む定温物流の集約など、さらなる効率化した運営を進めていきます。

当社も乗務職員の高齢化が進んでいます。また、長時間労働にならないように時間管理を徹底していますが、一方では労働時間が減少し人員不足となっております。働き方改革関連法への対応、2024年の時間外労働上限規制適用に向け課題は多くあります。お客様に適正な料金に改定していただくとともに、配送曜日、時間帯の変更、待機時間の短縮など組み合わせることによる効率化を当社とお客様と配送先で協力して考え、全体で品質を高めていく努力を継続していきます。また、人員を確保するための対応策として募集媒体を変更し、高卒者の採用、中型、大型免許を取得するための費用を会社が負担する制度や週休3日制の雇用形態、給与体系を採用しています。また、定年延長も検討しております。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大が懸念され、見通しが不透明な状況です。感染防止、感染拡大防止対策として手洗い、うがい、咳エチケット（マスク着用の徹底）、ドアノブや事務所に入る時に手にアルコール消毒をし、3密（密閉、密集、密接）を避けるように事務所内の換気や空間を開けた席の配置、時差出勤、交代制自宅勤務、公共交通機関は避けた自動車移動など今できることを最大限実施しています。また、毎朝検温の実施と報告をし、異常があった場合は上司から帰宅又は出勤停止を命じています。社員だけでなく家族、お客様の命

を守るように最大限の努力をしていきます。

3. 設備投資及び資金調達の状況

当期に実施しました設備投資総額は84百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

建物 35百万円

なお、上記の所要資金は自己資金でまかないました。

4. 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 68 期 (2018年度)	第 69 期 (2019年度)	第 70 期 (2020年度)	第71期(当期) (2021年度)
営 業 収 益(千円)	8,386,866	8,466,752	8,009,036	7,762,246
経 常 利 益(千円)	228,343	123,951	188,851	256,237
当 期 純 利 益(千円)	153,852	62,446	116,938	204,330
1株当たり当期純利益 (円)	204.60	83.56	156.66	273.77
総 資 産(千円)	9,454,425	10,326,984	10,118,713	9,950,337
純 資 産(千円)	6,080,462	6,008,704	6,076,407	6,178,274

(注) 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第69期の期首から適用しており、第68期の総資産額については当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

5. 子会社の状況

(1) 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
大宝興業株式会社	千円 17,000	% 100.0	不動産の貸付

(2) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

6. 主要な事業内容

- (1) 一般貨物自動車運送事業
- (2) 貨物運送取扱事業
- (3) 倉庫業
- (4) 自動車整備事業
- (5) 新、中古車両の売買並びに、新、中古車両部品の売買
- (6) 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (7) 各種車両のリース業
- (8) 各種事務機器及び部品の販売
- (9) 産業廃棄物の運搬および処理
- (10) 不動産の貸付及び管理並びにビル清掃業
- (11) 一般労働者派遣事業
- (12) 輸送用圧縮天然ガスの貯蔵及び販売
- (13) 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する事業
- (14) 前記各号に関連附帯する一切の事業

7. 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	名古屋市中区金山五丁目 3 番17号
金 山 支 店	名古屋市中区金山五丁目 3 番17号
西 春 支 店	愛知県北名古屋市沖村権現35番地 1
名 南 支 店	名古屋市港区中川本町 3 丁目 1
犬 山 支 店	愛知県犬山市字上榎島23番地 2
大 高 支 店	名古屋市緑区鳴海町字下汐田20番地 1
岡 崎 支 店	愛知県岡崎市宇頭町字南家下 1 番地 1
春 日 井 支 店	愛知県春日井市上条町 8 丁目2670番地
三 好 支 店	愛知県みよし市三好町池守田62番地 1
四 日 市 支 店	三重県四日市市河原田町字溝東1077番地10

8. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
一 般 職 員	129 ^名	3 ^名	44.3 ^歳	13.4 ^年
乗 務 職 員	238	△3	47.2	14.0
計又は平均	367	—	46.2	13.8

(注) 従業員の状況には嘱託社員、パートナー社員467名は含まれておりません。

9. 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	990,000 ^{千円}
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	922,955
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	265,000
株 式 会 社 愛 知 銀 行	253,352

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 株式数

発行可能株式総数 2,200,000株

発行済株式の総数 756,000株（自己株式9,668株を含む）

2. 株主数

1,329名

3. 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
	百株	%
株 式 会 社 S K O	1,479	19.81
岩 瀬 合 名 会 社	704	9.44
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	377	5.05
小 笠 原 道 弘	225	3.02
小 笠 原 和 俊	220	2.95
小 笠 原 俊 一 郎	175	2.35
小 笠 原 明 子	175	2.34
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	153	2.05
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	144	1.92
高 末 ホールディングス株式会社	125	1.67

（注）持株比率は、自己株式（9,668株）を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	小 笠 原 和 俊	
代表取締役社長	小 笠 原 忍	
取 締 役	鈴 木 建 一	
取 締 役	大 久 保 知 明	
取 締 役	中 村 晴 重	
監 査 役（常 勤）	橋 本 昌 弘	
監 査 役	江 馬 城 定	
監 査 役	金 刺 廣	神 谷 薬 品 株 式 会 社 顧 問
監 査 役	金 刺 廣 長	

- (注) 1. 取締役 中村晴重氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は取締役中村晴重氏を株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。
2. 監査役全員は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は監査役全員を株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。
3. 監査役江馬城定氏は、監査法人に勤務した経験、知識等があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役金刺廣長氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役金刺廣氏の兼職先である神谷薬品株式会社と当社との間に特別な関係はありません。

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役及び監査役が受ける報酬については、月例報酬としての固定報酬のほか、会社の業績、社会情勢、社員の給与、同職位の取締役の支給実績、その他報酬に及ぼす事項等を勘案した賞与を基本としております。

取締役及び監査役の個人別の報酬内容の決定については、この基本方針に準拠し内規に基づき定めております。また、退任時に退職慰労金を支給することとし、報酬額及び在任年数等を勘案し内規に基づき定めております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

① 1991年6月10日第40期定時株主総会決議による取締役の報酬限度は年額150百万円以内であります。なお、第40期定時株主総会が終結した時点での取締役の員数は、5名（うち社外取締役2名）です。

② 1987年5月23日第36期定時株主総会決議による監査役の報酬限度は年額10百万円以内であります。なお、第36期定時株主総会が終結した時点での監査役の員数は、2名（うち社外監査役2名）です。

(3) 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項
該当事項はありません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	退職慰労 金	
取締役 (うち社外取 締役)	76,603 (1,730)	49,560 (1,320)	23,100 (300)	— (—)	3,943 (110)	5 (1)
監査役 (うち社外監 査役)	7,920 (7,920)	6,480 (6,480)	900 (900)	— (—)	540 (540)	4 (4)

(注) 1. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

2. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人給与（賞与を含む。）は10,800千円であります。

3. 業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、2018年度の営業収益、経常利益を基準とし、その期以降平均増減率が大幅に変動する場合に限り平均増減率を乗じて算定しております。当該指標を選択した理由は、公表される数値であり、特別要因を除く営業収益性を示す基準として適正であると判断したためです。なお、業績連動報酬に係る指標の実績は、2021年4月から2022年3月までの報酬に関しては、営業収益7,762,246千円、経常利益256,237千円であります。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の個別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであるとした理由

当事業年度においては、取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針と実質的には同じものであり、取締役会は決定方針に沿うものであると判断いたしました。

3. 社外役員に関する事項
社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	中 村 晴 重	当期開催の取締役会19回全てに出席し、主として企業経営の経験者としての見地から、豊富な経験と幅広い知識を活かし、企業経営の妥当性・適正性を確保するための客観的な発言を行っております。
監 査 役	橋 本 昌 弘	当期開催の監査役会7回全てに出席し、取締役会19回全てに出席しております。主として企業運営者としての見地から監査・発言を行っております。
監 査 役	江 馬 城 定	当期開催の監査役会7回全てに出席し、取締役会19回のうち18回に出席しております。主として経理の経験者としての見地から監査・発言を行っております。
監 査 役	金 刺 廣	当期開催の監査役会7回全てに出席し、取締役会19回全てに出席しております。主として企業経営の経験者としての見地から監査・発言を行っております。
監 査 役	金 刺 廣 長	当期開催の監査役会7回全てに出席し、取締役会19回のうち18回に出席しております。主として法律の専門家としての見地から監査・発言を行っております。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 報酬等の額	17,850千円
② 当社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	17,850千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合には、監査役会が監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針であります。また、会計監査人の職務執行状況などを勘案し、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象があったと判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案とする方針であります。

V. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社は、2006年5月23日開催の取締役会において、「会社の業務の適正を確保するための体制」について決議いたしました。その内容は、以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、業務の適法性、財務諸表の信頼性、コンプライアンスの確保等を達成するため、法令及び定款を遵守するとともに、「経営理念」のもとに「取締役会規則」、「職務権限規程」等の諸規則・規程に従い、自ら率先垂範し行動する。
- (2) 取締役の法令定款違反事項を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する等ガバナンス体制を強化する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令、証券取引所規則並びに「内部情報管理規程」、「文書管理規程」に基づき適切に保存管理を行うとともに、定められた保存期間については閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に係る以下の2つのリスクを認識し、把握、管理を行うこととする。

なお不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、対策本部が統括して対応に当たり、損害を防止する体制を整える。

- (1) 経営トップから現場の乗務職員まで一丸となって安全性の向上を図り、社内全体に安全意識を浸透させる「運輸安全マネジメント」に基づき作成した「安全活動規程」において輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって貨物輸送と当社の全ての業務に関する安全性の向上を図る。
- (2) 売上債権の健全性維持を目的として、与信管理規程の厳格運用とともに、営業部門、支店及び本社管理部門が相互協力し債権管理を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための基礎として、取締役会を月一回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また

- 取締役、部長及び支店長の参加する経営会議を月1回開催し業務執行に関する協議を行う。
- (2) 会社の年度事業計画については、経営方針、経営戦略に基づき、毎年取締役会において明確に定めることとし、取締役はその方針に基づき業務を執行する。
 - (3) 取締役は、業務の執行について、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」等を通じ業務の効率的執行を図る。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 法令及び定款遵守につき、社内での勉強会等啓蒙活動を行い、周知徹底を図る。
 - (2) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する。
 - (3) 監査役、内部監査室等の内部統制機関及び総務部は、相互に連携の上、コンプライアンスに関する問題の把握に努めるものとする。
6. 当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 関係会社管理規程により、子会社についての重要事項については、当社に承認、又は報告を求める扱いとする等、子会社の管理を厳格に行う。
 - (2) 取締役は、子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要事項を発見した場合には、直ちに当社の監査役及び取締役会に報告する。
 - (3) 監査役及び内部監査室は、必要に応じて子会社のモニタリングを実施する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役会の要請があった場合には、取締役会は、監査役会の意向を踏まえた上、監査役の職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」と言う）の人選、配属等について全面的に協力する。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役補助者は、取締役から独立した従業員として、監査役会及び監査役の指揮命令下で、その職務を遂行する。
 - (2) 監査役補助者の評価は、監査役会が行う。
 - (3) 監査役補助者の任命及び異動は、監査役会の同意を必要とする。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役及び使用人は、会社に重大な損害を及ぼす事項及び法令・定款違反に関する事項を監査役に報告する。
 - (2) 取締役及び使用人は、重要な会議、行事、会計監査人の往査などの予定日を監査役会に報告する。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。

VI. 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

1. 当社のリスク管理体制

当社は、「取締役会規則」に基づき、株主総会終了直後及び毎月、定時取締役会を開催しております。加えて、「経営会議規程」に基づき、決算部長会等各種会議を毎月開催し、月次業績、予算審議、本支店の業務執行状況等についてチェックしております。

2. 当期における主な会議の開催状況

- (1) 取締役会を19回開催し、社外取締役、社外監査役が出席する中、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要案件を審議、決定するとともに、取締役の業務執行の適法性の確保や効率性向上のため適切に報告、検討しました。
- (2) 監査役会を7回開催し、適切に協議を行いました。また、各取締役や会計監査人、内部監査室等との適宜情報交換に加え意思疎通及び情報交換を行い、監査役監査の実効性確保に努めました。

3. 内部監査の実施

当社は「内部監査規程」に基づき、每期、内部監査室が「監査計画」を策定し、それに従い内部監査を実施しております。

4. 従業員教育の実施状況

当社の経営理念は、「社会とお客様のニーズに積極的に応え、企業の発展と社員の豊かさを追求する」、経営基本方針は、「教育立社」「門戸開放」「自力実行」です。当社は教育によって主体的に経営理念を実現できる社員と組織作りを30年余にわたり継続して参りました。毎年、経営理念、経営基本方針、社員七則、安全活動とその基本的な考え方等を「大宝運輸手帳」としてまとめ、全社員に配布しております。今後も、環境が変化し続けていく中で、絶えず自ら学び、考え、判断し、実践する社員の育成と組織開発に注力して参ります。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2022年3月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,510,531	流 動 負 債	1,228,778
現金及び預金	2,145,722	営業未払金	242,832
受取手形	68,666	1年内返済予定の長期借入金	180,540
電子記録債権	150,653	未払金	43,006
営業未収入金	1,108,296	未払費用	363,338
貯蔵品	13,832	未払法人税等	109,805
前払費用	5,442	未払消費税等	56,147
その他の当座貸倒	19,317	前受金	7,059
固定資産	△1,400	預り金	28,540
有形固定資産	6,439,805	賞与引当金	173,508
建物	5,962,562	役員賞与引当金	24,000
構築物	2,466,809	固定負債	2,543,284
機械及び装置	104,165	長期借入金	2,250,767
車両運搬具	102,698	退職給付引当金	63,427
工具、器具及び備品	9,356	役員退職慰労引当金	190,690
土地	116,265	繰延税金負債	4,826
無形固定資産	3,163,267	その他の負債	33,573
ソフトウェア	24,432	負債合計	3,772,063
電話加入権	16,533	純資産の部	
投資その他の資産	7,898	株主資本	6,144,646
投資有価証券	452,811	資本金	1,140,000
投資関係会社株式	225,033	資本剰余金	1,120,000
出資資金	17,000	資本準備金	1,120,000
長期貸付金	17,481	利益剰余金	3,917,426
長期前払費用	1,055	利益準備金	198,487
会費	4,741	その他利益剰余金	3,718,938
差入	550	役員退職積立金	6,000
保険積立金	54,463	土地圧縮積立金	208,357
	132,486	特別償却準備金	9,465
	9,950,337	別途積立金	2,160,000
		繰越利益剰余金	1,335,115
		自己株式	△32,779
		評価・換算差額等	33,627
		その他有価証券評価差額金	33,627
		純資産合計	6,178,274
資産合計	9,950,337	負債・純資産合計	9,950,337

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年3月21日から
2022年3月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		7,762,246
営 業 原 価		7,117,903
営 業 総 利 益		644,342
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		399,213
営 業 利 益		245,128
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	11,567	
そ の 他	8,842	20,409
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,297	
そ の 他	3	9,301
経 常 利 益		256,237
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	12,281	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	49,761	62,043
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	1,042	1,042
税 引 前 当 期 純 利 益		317,237
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	110,000	
法 人 税 等 調 整 額	2,907	112,907
当 期 純 利 益		204,330

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年3月21日から
2022年3月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金						利 益 剰 余 金 計
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					
				役員退職 積 立 金	土地圧縮 積 立 金	特別償却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	
2021年3月21日残高	1,140,000	1,120,000	198,487	6,000	208,357	5,961	2,160,000	1,208,924	3,787,732
事業年度中の変動額									
特別償却準備金の積立						4,393		△4,393	—
特別償却準備金の取崩						△889		889	—
剰 余 金 の 配 当								△74,636	△74,636
当 期 純 利 益								204,330	204,330
自 己 株 式 の 取 得									
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	3,503	—	126,190	129,694
2022年3月20日残高	1,140,000	1,120,000	198,487	6,000	208,357	9,465	2,160,000	1,335,115	3,917,426

	株 主 資 本		評価・換算差額等 その他有価証券 評 価 差 額 金	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
2021年3月21日残高	△32,619	6,015,113	61,294	6,076,407
事業年度中の変動額				
特別償却準備金の積立		—		—
特別償却準備金の取崩		—		—
剰 余 金 の 配 当		△74,636		△74,636
当 期 純 利 益		204,330		204,330
自己株式の取得	△160	△160		△160
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△27,666	△27,666
事業年度中の変動額合計	△160	129,533	△27,666	101,866
2022年3月20日残高	△32,779	6,144,646	33,627	6,178,274

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子 会 社 株 式……移動平均法による原価法

② その他有価証券……時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 ……………移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

(2) 無形固定資産……………定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による按分額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

税抜処理によっております。

〔表示方法の変更に関する注記〕

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に〔会計上の見積りに関する注記〕を記載しております。

〔会計上の見積りに関する注記〕

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次の通りです。

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
有形固定資産※	5,962,562
無形固定資産※	24,432

※当事業年度においては三好支店における倉庫事業の一部の主要な事業拠点において、主に主要顧客向けの営業収益の低迷により、継続して営業損益がマイナスとなっていることから減損の兆候が認められました。そのため、割引前将来キャッシュ・フローの算出を行いました。が、帳簿価額を上回ったことから減損損失を認識しておりません。

(2) 認識した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、各事業拠点が所有する固定資産について、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位でグルーピングを行っております。

期末日毎に減損の兆候の有無を判定し、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、減損損失が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

割引前将来キャッシュ・フローは、次年度の予算及び当該事業拠点における中期事業計画を基礎として見積っており、特に新規受注の獲得見込等を含む営業収益の増加について、不確実性が認められる仮定が使用されております。また、当該判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローの算定においては経済的残存使用年数経過時点における不動産の正味売却価額を加算しており、不動産の正味売却価額には、不動産鑑定評価額を用いております。

減損損失の認識判定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業環境の変化により当初想定した営業収益が見込めなくなった場合には、減損損失が発生する可能性があります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額	6,351,000千円
2. 担保提供資産 (担保に提供している資産)	
土 地	886,720千円
建 物	187,919千円
計	1,074,640千円
(上記に対応する債務)	
1年内返済予定の長期借入金	70,560千円
長期借入金	1,119,440千円
計	1,190,000千円

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高	
営業取引以外の取引高	3,400千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(株)	756,000	—	—	756,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(株)	9,619	49	—	9,668

(注) 自己株式の増加49株は、単元未満株式の買取りによるものです。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の 総 額 (千円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
2021年6月16日 定時株主総会	普通株式	37,319	50	2021年3月20日	2021年6月17日
2021年11月1日 取締役会	普通株式	37,317	50	2021年9月20日	2021年11月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金の 総 額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2022年6月15日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	37,316	50	2022年3月20日	2022年6月16日

[リース取引に関する注記]

オペレーティング・リース取引

借主側

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	124,623千円
1年超	206,448千円
合計	331,072千円

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	53,093千円
未払費用	13,603千円
退職給付引当金	19,408千円
減損損失	433,412千円
その他	83,787千円
繰延税金資産小計	603,305千円
評価性引当額	△497,896千円
繰延税金資産合計	105,408千円
繰延税金負債	
土地圧縮積立金	△91,303千円
特別償却準備金	△4,173千円
その他	△14,757千円
繰延税金負債合計	△110,234千円
繰延税金資産(負債)の純額	△4,826千円

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に貨物運送事業、倉庫事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、設備投資資金は銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する株式及び一時的な余資運用の債券であり、市場価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である営業未払金は、そのほとんどが一般的な取引条件に基づき支払期日を定めております。また、借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに回収期日、残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券は、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が資金繰りを把握しております。また、手許流動性を営業収益の2ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、

異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する場合もあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月20日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2, 145, 722	2, 145, 722	—
(2) 受取手形	68, 666	68, 666	—
(3) 電子記録債権	150, 653	150, 653	—
(4) 営業未収入金	1, 108, 296	1, 108, 296	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券	174, 578	174, 578	—
資産計	3, 647, 917	3, 647, 917	—
(1) 営業未払金	242, 832	242, 832	—
(2) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む。）	2, 431, 307	2, 393, 415	△37, 891
負債計	2, 674, 139	2, 636, 247	△37, 891

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形 (3) 電子記録債権、及び(4) 営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、取引所の価格によっております。

負債

(1) 営業未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む。）

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	50, 454

上記については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	8, 278円19銭
1株当たり当期純利益	273円77銭

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年 5 月12日

大 宝 運 輸 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡 野 英 生
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中 野 孝 哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大宝運輸株式会社の2021年3月21日から2022年3月20日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。
- ・さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月21日から2022年3月20日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

大宝運輸株式会社	監査役会	
常勤社外監査役	橋 本 昌 弘	Ⓔ
社 外 監 査 役	江 馬 城 定	Ⓔ
社 外 監 査 役	金 刺 廣	Ⓔ
社 外 監 査 役	金 刺 廣 長	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主様に対する継続的な安定配当の実施を基本としつつ、企業体質の強化と今後の事業発展に備えるための内部留保の充実、さらには配当性向、純資産などを総合的に勘案し、配当政策を決定していくことを方針としています。なお、当期末の配当につきましては、1株当たり50円の配当を実施させていただきます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株当たり50円 総額 37,316,600円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月16日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 現行の労働者派遣法に則した表記にするため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を一部削除するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) その他条数等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
(1) ～ (11) (条文省略)	(1) ～ (11) (現行どおり)
<u>(12) 特定労働者派遣事業</u>	(削除)
<u>(13) ～ (15)</u> (条文省略)	<u>(12) ～ (14)</u> (現行どおり)
第3条 ～ 第15条 (条文省略)	第3条 ～ 第15条 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	
第16条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、 <u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設) 第17条 ～ 第43条 (条文省略) (新設)	(電子提供措置等) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までには書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 第17条 ～ 第43条 (現行どおり) (附則) 1. 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規程の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	小笠原 和 俊 (1942年 7 月30日生)	1965年 3 月 当社入社 1969年 5 月 当社取締役 1974年 5 月 当社代表取締役専務 1975年 5 月 当社代表取締役社長 2010年 6 月 当社代表取締役会長（現任）	22, 045株
2	小笠原 忍 (1968年 9 月25日生)	1992年 3 月 当社入社 1995年 3 月 当社金山支店長 1997年10月 当社犬山支店長 2001年 3 月 当社営業開発部長 2002年 6 月 当社取締役営業開発部長 2006年 6 月 当社専務取締役営業推進本部長 2010年 6 月 当社代表取締役社長（現任）	4, 332株
3	鈴 木 建 一 (1961年 7 月15日生)	1986年 7 月 当社入社 2000年 3 月 当社四日市支店長 2006年 3 月 当社三好支店長 2010年 6 月 当社三好支店長兼営業開発部長 2013年 6 月 当社取締役営業開発部長 2016年 6 月 当社取締役営業推進本部長 2022年 4 月 当社取締役兼三好支店長（現任）	6, 680株
4	大久保 知 明 (1958年10月21日生)	1984年 3 月 当社入社 1995年 3 月 当社経理課長 2013年 3 月 当社管理部部長 2016年 6 月 当社執行役員管理部部長 2018年 6 月 当社取締役管理推進本部長 2022年 4 月 当社取締役（現任）	2, 000株
5	中 村 晴 重 (1953年 4 月21日生)	1995年 7 月 大宝タクシー(株)社長 2014年 9 月 同社退社 2015年 6 月 当社取締役（現任）	1, 100株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中村晴重氏は社外取締役候補者であり、株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 中村晴重氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、企業経営の客観的な助言を期待し、選任をお願いするものであります。
4. 中村晴重氏の取締役としての在任年数は7年であります。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役5名（うち社外取締役1名）及び社外監査役4名に対し、過去の支給実績及び当期の業績等を勘案して、役員賞与総額24,000,000円（取締役22,800,000円、社外取締役300,000円、社外監査役900,000円）を支給することといたしたいと存じます。

本議案は取締役及び監査役の報酬等に関する方針に沿うものであり、取締役会とは相当のものと判断しております。

以 上

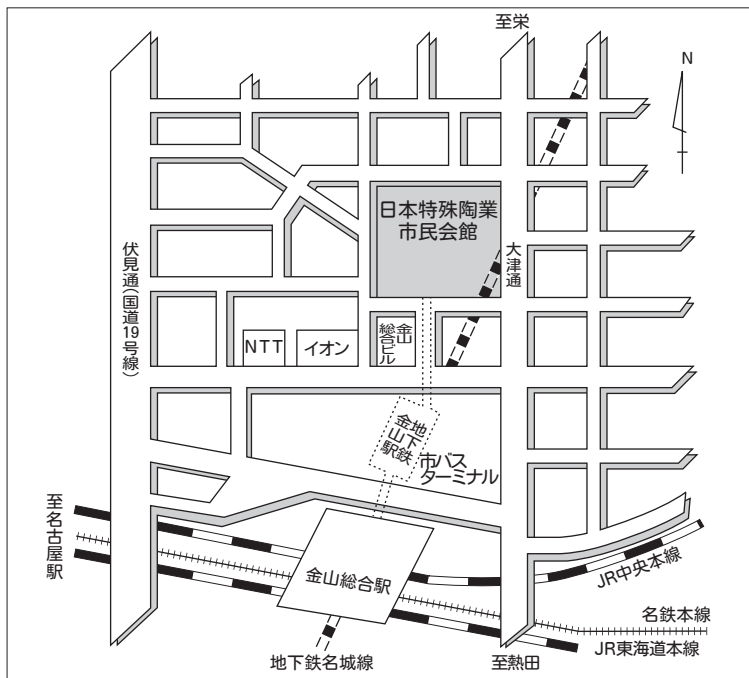
This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

第71期定時株主総会会場のご案内

会 場 名古屋市中区金山一丁目5番1号 TEL (052)331-2141
日本特殊陶業市民会館3階会議室

交 通 J R……中央本線、東海道本線金山総合駅下車北へ徒歩5分
名 鉄……名鉄本線金山総合駅下車北へ徒歩5分
地下鉄……名城線金山駅下車地下連絡通路あり
市バス……金山下車北へ徒歩3分

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はお控え
くださいますようお願い申し上げます。



総会開催時点での新型コロナウイルスの流行の状況やご自身の体調を確認の上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

総会会場では、感染予防の対策をさせていただく場合もありますので、何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。